

KTS HOJIN

 上十三ほうじん会報No.139



■2022年11月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

会長の独り言



会長 白山春男

今年の青森県の農作物は、豪雨と台風の被害により、主力作物である米やリンゴが大変な影響を受け、収穫量が大きく減少しているようです。これも温暖化の影響なのか、最近では毎年のように災害が発生しており、このような気候変動を何とか抑え込むことができないでしょうか？

また国連で2015年に採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を2030年までに達成するとしてあります。世界の国々が人類共通の目的のためにも、国連の場で平和的解決に向かって力を合わせて努力して頂くようお願いいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻は世界的エネルギー不足と高騰を招き、これから冬に向かって石油、ガスなど需要が増える時期に、更なる原材料の値上がりが続くと、中小企業の業績に影響及ぼすことになります。特に地方の中小企業にとって、コロナ禍の中、支援策や低金利の借入金を受けてきた企業はそろそろ返済が始まる時期に来ている頃だと思います。こういった時期に原材料の更なる値上げとなると、地方の中小企業にとって対応に苦慮することになります。この状況は当然、関係機関の皆さんは分かっているものと思いますが、スピード感を持って対応して頂けると有り難いです。

所謂、インバウンドにつきましても水際対策を更に緩和して、日本の観光の魅力をアピールし、外国人観光客の誘致を積極的に実施していくなど、経済対策を大きく舵を切っていくことが求められています。

いずれにしても、世界の紛争を解決する手段を武力でなく、話し合いで解決するための国連であってほしいものです。経済活動を活発化させて、観光やイベント、スポーツ大会など、これまで会えなかった人に会い、国内はもとより、世界中の人々の往来が自由にでき、安心して生活できる日常に早く戻れるよう願っています。

C O N T E N T S

■会長の独り言	2
上十三法人会会長 白山春男	
■この人に聞く	3
十和田税務署長 古内 教司氏	
■十和田税務署だより	4
■税理士からのひとことアドバイス	6
■本部だより	7
■青年部会だより	7
■女性部会だより	7
■スケジュール	7



■秋の樹木（八甲田山系）

八甲田連峰の山肌に多く自生するブナ、ナナカマド、ダケカンバなどが赤、オレンジ、黄色に彩られ、雄大な景色を楽しむことが出来る。

この人に聞く



十和田税務署長

ふるうち きょうじ
古内 教司氏

本年7月の定期人事異動で十和田税務署長を拝命した古内でございます。

白山会長をはじめ上十三法人会の役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、岩手県大船渡市出身で十和田市とは国道45号線で結ばれており、親近感を感じるところではありますが、これまで十和田税務署をはじめ青森県内で勤務したことがなく、初めての青森県勤務を楽しみに異動してまいりました。

7月に単身赴任を始め、地元の方から薦めていただいた温泉や奥入瀬溪流、十和田湖、ヒメマスにバラ焼き、地酒に地ビール、また、官庁街通りの松や桜並木の美しさと現代アートが配置されたモダンな雰囲気など、多くの魅力に触れ、感動しているところです。

さて、皆様ご承知のとおり、令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。その円滑な導入に向け、原則的な登録申請期限は来年3月ですが、その時期に申請が集中しますと登録通知

が届くまでに相当の期間を要することが見込まれますので、お早目の申請をお願いします。

なお、e-Taxで登録申請しますと、書面申請に比べて早期に登録通知を受領することができ、さらに、登録通知の電子データ受領も可能です。登録通知の紛失リスクもありませんので、是非、ご利用ください。

インボイス制度は多くの事業者の方に影響しますので、同業者や取引先への周知にもご協力をお願いします。

ところで、上十三法人会におかれましては、健全な納税者団体として税の啓発活動や租税教室への講師派遣等に積極的に取り組んでいただき、我々税務署といたしましても、大変心強く感じております。

今後とも、上十三法人会の皆様との、より一層の連携・協調の下、円滑な税務行政に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、積極的な事業活動を展開していただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人上十三法人会の益々のご発展と、会員企業のご繁栄並びに会員の皆様方のご健勝を心よりご祈念申し上げます。

プロフィール

- 前 職： 仙台国税局 課税第一部 審理官
- 主な経歴： 仙台北税務署 特別国税調査官
東大阪税務署 副署長
仙台国税局 総務課 課長補佐
仙台国税局 個人課税課 課長補佐
- 出身地： 岩手県大船渡市
- 年齢： 54歳
- 趣味： サウナ、温泉巡り、ウォーキング

十和田税務署 人事異動(7月10日付) 幹部職員の紹介

現 官 職	新 任 者	前 任 地
署 長	古 内 教 司	仙台国税局 課税第一部
総 務 課 長	今 野 幸 俊	(留 任)
法人課税第一部門統括官	山 内 善 貴	(留 任)
法人課税第二部門統括官	武 部 直 樹	新 庄 税 務 署
法人課税第一部門総括上席	清 水 洋 幸	(留 任)

十和田税務署だより

会社からできる

国税の **キャッシュレス!** 納付手続一覧

源泉所得税にオススメ!!

ダイレクト納付



e-Tax を操作して指定した預貯金口座から振替により納付する手続です。

《こんな方にお勧め》

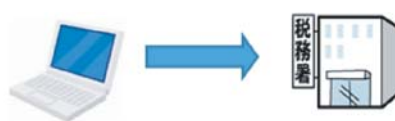
- ・クレジットカードやインターネットバンキング等を利用していない
- ・手数料がかからない手続を利用したい
- ・納付日付を指定したい
- ・複数口座での振替を利用したい

税務署への事前手続	要
納付手数料	不要



インターネットバンキング等

インターネットバンキング等を利用し納付



契約しているインターネットバンキング等から納付する手続です。※注1

《こんな方にお勧め》

- ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用している
- ・インターネットで事前に残高を確認してから納付したい

税務署への事前手続	不要
納付手数料	原則不要



税務職員 ふたば

クレジットカード納付

専用サイトで必要事項を入力し納付



「国税クレジットカードお支払いサイト」から納付する手続です。※注2

《こんな方にお勧め》

- ・主にクレジットカード決済で口座管理をしている

税務署への事前手続	不要
納付手数料	要



※注1 インターネットバンキングの納付手数料は不要ですが、インターネットバンキングやATM等の利用のための手数料がかかる場合があります。

※注2 徴収高計算書の提出が必要な源泉所得税の納付には e-Tax の利用が必要です。



納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成



税務署窓口で受取
又は郵送で受取



事前にオンラインで
請求することにより、
窓口での待ち時間が
短縮できます。

オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合)

① 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

税理士からの

ひとことアドバイス



副業と保険料の関係

税理士・社会保険労務士・中小企業診断士 高野事務所

税理士・社会保険労務士 高野 孝介氏

ここ数年、日本企業の平均賃金が上昇していないというニュースが取り上げられるようになり、それを受けてか、企業でも一定の条件下で副業を許容する動きがあるようです。

副業のメリット・デメリットについては省略しますが、従業員の立場としては、勤務先での賃金アップが望めない以上、第二・第三の収入の手立てを考えるのは自然な発想だと思います。

で、この原稿を仕上げる前に、国税庁から「収入300万円以下の副業は、事業所得ではなく、雑所得として取り扱う」という気になるパブリックコメントが出されたのですが、今回話題にしたいのはこの点ではありません。以前から私が引っ掛かっていた、副業での儲けと社会保険料との関係についてです。

まず、一般的な会社員であれば、給料に応じて社会保険の等級が決められ、その等級に従った保険料を負担することになり、毎月の給料から天引きされます。この会社員が、「※個人事業者として」副業を開始し、仮に年間100万円の儲けを得た場合、保険料の負担はいくら増えるのでしょうか。

※あくまでも個人事業者として、の場合です。

答えは「1円も増えません」

増えないんです。会社員として社会保険料

を負担している方（第2号被保険者、と言います）は、会社から貰う賃金だけが保険料の対象で、それ以外の儲けについては賦課の対象になっていないのです。これは不正な行為でも何でもなく、今の制度上こうなっているということです。

税金の場合はこうは行きません。手にした儲けが給料だろうが副業だろうが、最終的には合算され合計所得金額として所得税等が課税されます。（尤も、副業を正しく申告しなければ話は別ですが）

「副業しても保険料が増えないならラッキー」と思われるかもしれませんが、本当にこのままで良いのでしょうか。税金も公的保険料も、それぞれの負担能力（≒経済力）に応じて負担するのが、そもそもの制度趣旨だと思います。これを放置するのは何か釈然としないのですが、皆様はどうお考えですか。

ちなみに、皆様の事業所でも副業を解禁する場合、就業規則等社内規定の見直しが必要になる可能性があります。社内規定も「過去に一度作ってそれっきり」という事業者様も多いかと思うので、この機会に見直してみるのも良いでしょう。

本部だより

- 7月28日(木) _____
 税務セミナー
 「税制改正について」
 東北税理士会十和田支部
 税理士 古舘 要 氏
 「キャッシュレス納付・インボイス制度について」
 十和田税務署 法人課税第一部門
 総括上席国税調査官 清水 洋幸 氏
 (サン・ロイヤルとわだ)
- 8月2日(火) _____
 十和田税務署長表敬訪問
- 10月4日(火) _____
 研修委員会 (十和田商工会館 5階)
- 10月13日(木) _____
 第38回法人会全国大会 (千葉大会)
- 10月19日(水) _____
 税制委員会 (十和田商工会館 5階)
- 10月20日(木) _____
 令和5年度税制改正に関する提言の要望活動
 (青森県庁)
- 10月26日(水) _____
 厚生委員会 (サン・ロイヤルとわだ)

企業税務コンプライアンス 向上のための取組

本取り組みは、国税庁、日税連の協力により法人会で作成した「自主点検チェックシート」「自主点検ガイドブック」により、企業自らが内部統制面や経理面の資質向上に向け自主点検を行い、これを通じて企業の成長をめざし、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

自主点検チェックシート、自主点検ガイドブックは、当法人会のホームページからダウンロードができますので、是非ともご活用ください。

(後援：国税庁)

<http://houjin-13.or.jp/>

青年部会だより

- 7月6日(水) _____
 租税教室 (十和田市立西小学校)
- 8月2日(火) _____
 十和田税務署長表敬訪問
- 10月17日(月) _____
 役員会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 10月28日(金) _____
 十和田税務署長講演会
 「税務署の仕事 ～これまでとこれから～」
 十和田税務署 署長 古内 教司 氏
 〈共催 十和田支部・女性部会〉
 (サン・ロイヤルとわだ)

女性部会だより

- 7月4日(月) _____
 租税教室 (十和田市立高清水小学校)
- 8月2日(火) _____
 十和田税務署長表敬訪問
- 9月16日(金) _____
 接客マナーセミナー
 「はじめてのお茶講座～基本のキ編～」
 コノハト茶葉店 コノハト株式会社
 代表取締役 三宅 貴男 氏
 (十和田市民交流プラザトワーレ キッチンスタジオ)
- 10月3日(月) _____
 正副部会長会議 (法人会事務局)
- 10月11日(火) _____
 税の絵はがき作品審査会
 (入賞10作品、佳作10作品を選定)
 役員会 (十和田商工会館 5階)

11月スケジュール

24日(木)～25日(金)

第36回法人会全国青年の集い (沖縄大会)

29日(火)

年末調整説明会 (10:00～サン・ロイヤルとわだ)

新会員
募集中!

「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として全国で約75万社の企業が加入しています。公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的にすすめています。

当会では、新会員を募集しております。会員の皆様方のお知り合いで未加入企業がありましたら、是非ご紹介をお願いいたします。併せて、青年部会員と女性部会員も募集中!

連絡先／公益社団法人 上十三法人会 ☎0176-25-3435

全国法人会総連合会報誌「ほうじん2022秋号」に、上十三法人会の記事が2ページにわたり掲載されます。ご一読ください。

色々あるから総合保障。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

手術保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン
総合型V⁺Mタイプ
(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中
無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 / 八戸営業所
青森県八戸市大字廿三日町10番地(石万ビル2F)
TEL 0178-43-3105

AIG AIG損害保険株式会社

八戸支店 /
青森県八戸市三日町2(青銀・明治安田ビル4F)
TEL 0178-24-1271

◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2019-1013(2019年8月27日) 19-073030 2021-8